



3.2.1 現在

世帯数 61,832 (77減) 男 60,891 (66減)

人口 123,698 (130減) 女 62,807 (64減)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

市・都民税(住民税)、所得税及び復興特別所得税

期限内の申告を

申告期間は2月16日(火)～4月15日(木)

※3月15日を期限としていましたが、1か月延長されました

郵送での申告にご協力ください

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税及び復興特別所得税(以下所得税)の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。なお、作成済みの所得税の確定申告書は、2月16日～3月15日に限り、市の市民税課でもお預かりします。(過年分はお預かりできません)

☑市・都民税=市民税課市民税係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)▷所得税=武蔵野税務署(〒180-8522武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)

市・都民税の申告は市役所へ

市では、申告期間のうち3月15日までの月曜～金曜午前8時30分～午後5時に市・都民税の申告会場を開設します。3月16日以降は、市民税課窓口で受け付けます。

※申告会場では、混雑状況によって、受け付けを早めに締め切ることがあります

【申告に必要なもの】

▷マイナンバーカード

※お持ちでない方は、マイナンバー通知カードと運転免許証等の公的機関が発行した写真付きの身分証明(顔写真がついてないものは2点)

▷申告書および印鑑

▷令和2年中の所得(収入)に関する書類

▷所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類

▷令和2年中の控除に関する書類

【臨時窓口】

☑2月21日、28日、3月7日、14日いずれも日曜日午前9時～午後1時

※臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等は受けできません

所得税の確定申告は税務署へ

武蔵野税務署では、4月15日までの月曜～金曜日および2月21日(日)、28日(日)の午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)で申告書作成会場を開設しています。なお、税務署内の駐車場は利用できません。

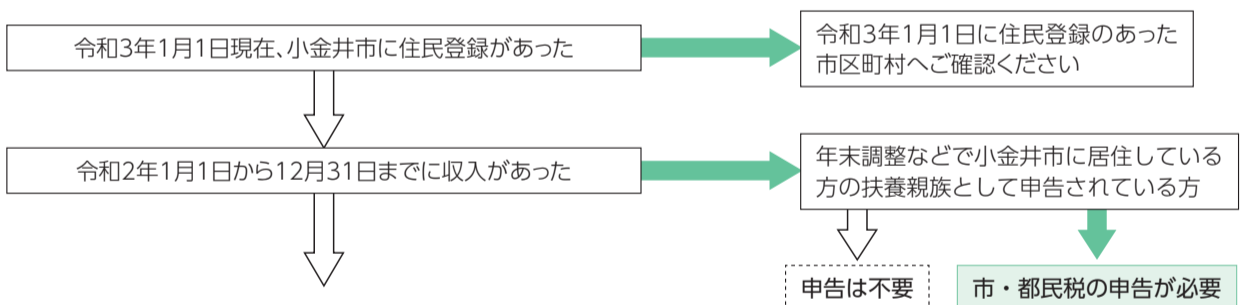
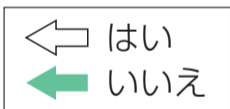
※受付時間内に税務署へ行けない場合は、税務署正門わきの時間外文書収受箱に提出できます

※混雑状況によって、受け付けを早めに締め切ることがあります

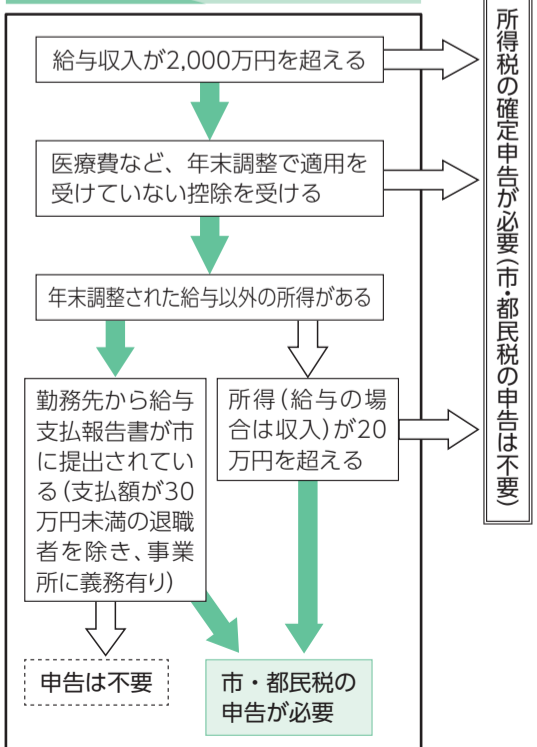
2面へ続く

申告チャート

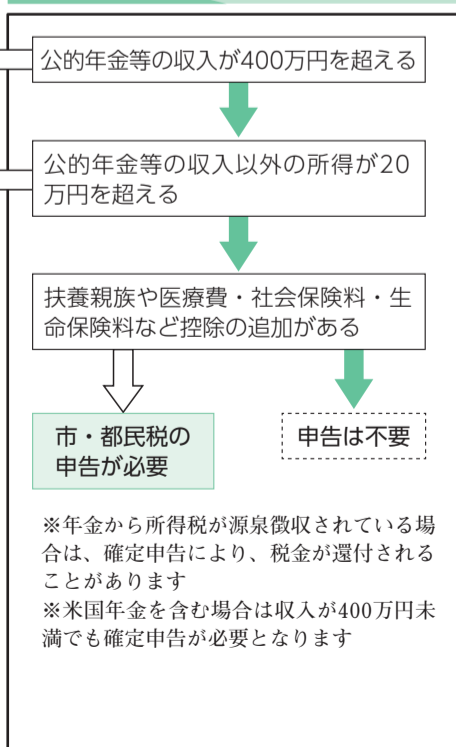
※一部このフローチャートに当てはまらない方もいます



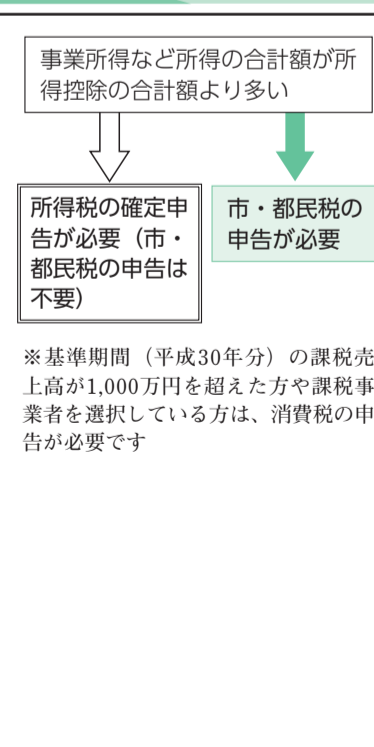
①給与が主な収入の方



②公的年金等が主な収入の方



③個人事業者の方



①～③以外で申告が必要な方

